

第26回定時(平成22年度決算)総会 開催

第26回定時総会が5月24日、インテリジェントロビー・ルコで開催されました。今回の決算総会は森村新体制となって初となる平成22年度の決算承認を諮るものです。開催に先立ち、去る4月10日に逝去された明野徳夫前会長を悼み、出席者全員が黙祷し、6期12年の長きに亘り会長として、建築設備士の地位向上などに尽力された功績と在りし日を偲びました。

総会全体の司会進行は高倉理事によって進められ、議長役に森村会長を推薦し開催されました。総会では、先ず定足数の確認を行い、正会員81名に対し、出席14名、委任状出席48名の計62名で、会員数の4分の3以上の出席とする成立条件を満足することを確認しました。議事に入り、1号議案「平成22年度事業報告承認の件」の説明が市村副会長から行われ、異議なく承認されました。第2号議案「平成22年度収支報告承認ならびに監査報告の件」では、収支報告が小林副会長から、監査報告は海野監事から行われ、収支状況、財産状態とも正しく処理され、理事会の職務執行も適正に行われているとの報告がありました。この後、決議が諮られましたが意義なく承認されています。続く第3号議案では「一般社団法人への移行に向けての定款(案)の件」として、引き続き小林副会長から、法人制度改革についての当協会の対応経過と定款変更に関する主要な点の説明がされました。変更案は、3月24日の予算総会の折に示された「定款変更(案)」に対する意見を織り込んで作成され、主要な変更点である下記の内容について説明がされました。

- ・理事の定数は「16名以上20名以内」を「10名以上20名以内」とする。
- ・役員解任、定款の変更、解散は、「総会員の3分の2以上」とする。
- ・第32条の「総会における表面決等」で、「他の正会員を代理人として表決を委任することができる」「正会員とは、当協会へ登録された代表名義人を指す」、従って「代表名義人は同じ事務所の人に委任することはできない」とする。

これに対し、会員の中から「代表名義人の委任」について意見が出されました。「これまで代表者の委任を受け、総会に出席している。一事務所一票であることは当然であるが、代表者でないと表決権がないのはどのような理由か」と質しました。これに伴い関連意見が出され「これまで代表名義人は会社代表者と見なされ、必ずしも登録名義人と理解されないことが多い。このため理事選挙の時、理事推薦を受けた大手事務所の候補者が理事を受けてくれず、協会活動に参加しない事例が起きている。是非この際、内規で良いから代表名義人の定義付けを明確にし、選挙公報にも載せるよう要望する」としました。その他「一般的に、どの団体でもそうであるが、会社代表者からの同じ会社内での表決委任行為は認められている」との意見も出されました。これらの意見を考慮し、「代表名義人の定義と法的拘束力」についての運用規定を執行部で整備することを約束し、第3号議案は承認されました。今後は、9月ないし、11月の理事会に間に合うように手続を進め、今年中に一般社団法人への移行を行いたいとしています。

委員会の報告

4月22日発行の「協会だより37号」以降の各委員会では次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 平成22年度事業の執行と収支について
2. 平成23年度の事業計画の執行と収支について
3. 一般社団法人へ移行への定款(案)の追加・変更について
4. 決算総会の企画・実施

<業務環境改善委員会>

1. オープンデスク・インターシップの活動について
 2. 消防設備士試験準備講習会について
 3. 建築設備賠償責任保険の案内について
- ### <環境・技術委員会>

1. 平成23年度の活動について

<公益・事業委員会>

1. 平成23年度の活動について

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET13号の掲載記事の検討
2. 協会だより38号への情報収集と検討
3. 3次元CADについて
4. ホームページの情報更新

<賛助会>

1. 協会の最近の動きについて
2. 賛助会運営委員会の体制について

●賛助会定時総会開催 運営委員長 原氏から近藤芳正氏に●

第7回賛助会定時総会は、正会員の決算総会が代表名義人の定義等を巡って、予定外の時間を費やすことになり、限られた時間の忙しい賛助会総会となりました。第1号議案の「平成22年度活動報告の件」、第2号議案の「平成23年度活動方針の件」は、それぞれ満場一致で承認されました。第3号議案の「平成23年度賛助会委員会体制の件」では、役員および委員の交代が行われました。原 聡(東京電力(株))運営委員長が、この度の東京電力福島第一原発事故を受け、ご本人から退任申し出がされ、後任として近藤芳正氏(東京ガス(株))が就任されました。なお、原氏は、副委員長として近藤委員長をバックアップしていただくことになっています。一方、改選期ではありませんが委員各社の都合で、副委員長の加藤俊樹氏(東京ガス(株))、中山淳一氏(荏原テクノサーブ(株))が退任されました。新任の役員としては、副委員長に高橋文雄氏(パナソニック電気(株))、委員として青木薫弘氏((株)関電工)、井上賢治氏(荏原テクノサーブ(株))が就任されました。なお、三船敏夫氏(三建設工業(株))は引き続き副委員長を務められます。

●東京電力 今夏の電力需給対策で要望●

賛助会総会の終わりに東京電力の原氏から、東日本大震災に伴う福島原子力発電、火力発電の被災状況と電力供給力の現状、さらに今夏に向けての見通しについての資料が配布され、簡単な説明と要望がありました。それによりまず、「震災により約2,100万KW分の電源が停止し、供給力不足が発生した。その後、火力発電の復旧やガスタービン設置などにより、8月末には5,620万KWの供給が出来る見通しとなった。一方、震災の影響や節電の効果などで、最大電力は昨年に比べ約20%低下(4月)している。また、今夏の最大電力は5,500万KWと想定される。現

状では、供給力見通しが想定最大電力を上回っているが、予備力はわずかである。計画停電をしないためには、引き続き節電などの需要家側の取り組みが必要となっている。こうした点を考慮し、経産省では、供給力と需要がギリギリのラインではなく、一定の余裕を持ったものにするのが適当であるとして、『東京・東北電力全域において、目標とする需要削減率を▲15%とする』と定めた。これは大口需要家、小口の需要家、家庭の各部門とも均一とする目標である。契約電力500KW以上の大口需要家への具体的取組として、操業・営業時間の調整・シフトや休業時間・夏季休業の分散化等の取組を関係企業間で協力し進めよう。また、『電気事業法第27条の活用』として、『今夏の電力の需要に対し、供給力が不足する期間・時間帯(東電管内 平成23年7月1日～9月22日 9時～20時)には、電力使用制限を実施する』ことが決定された」と説明しました。原氏は、賛助会員各社に対し不便をかけていることをお詫びするとともに、一層の節電への協力を要望しました。

●ホームページに「今夏の電力需給対策の資料」掲載●

当協会では、ホームページ上の「What's new」に標記の資料を掲載しました。差し迫っている今夏の大規模停電を避け、電力安定供給に向け望まれる節電などについて、会員や社会に広報するものです。内容は、経産省からの「夏季の電力需給対策について」のポイント、電気事業法第27条関連の「夏季の電力使用制限に関する経済産業省からのお願い」、ならびに東京電力による「節電方法のご紹介」などから構成されています。節電方法では、「ご家庭向け」と「法人・事業者さま向け」で構成され、改めて各個人に求められる内容とその効果のほどを見ることが出来ます。是非この機会に当協会ホームページにアクセスし、節電について完全マスターすることを希望します。

●日設事協、新会長に西田能行氏(鹿児島県)●

(社)日本設備設計事務所協会の定時総会が5月30日開催され、平成23・24年度の会長として西田能行氏(鹿児島県(株)西米設備事務所)が選出されました。今回は、これまで2期4年間、会長の重責を担われ活躍された尾島 勲氏(東京都(株)清和設備設計)が勇退され、新執行部が目ざされていました。西田氏はこれまで副会長を務められ、設備設計事務所の地位向上や業務報酬の改善に向けて協会活動に力を注がれています。そして、昨年の当協会の決算総会には、お忙しい中を新会長になったばかりの森村会長のお祝いを兼ねてご出席いただきました。一方、専門業務は電気設備であるにもあるにも拘らず、一級建築士にもチャレンジするなど努力家としても知られています。また、同郷の民主党の川内博史議員を担ぎ出し「建築設備士問題議員連盟」の設立に向け努力されているだけに、今後の建築設備士の行方にも期待したいと思えます。この他、副会長には山口和明氏(新潟県(株)ホープ設備設計事務所)、服部幸二氏(埼玉県(株)服部設計)が就任しました。なお、東京都では、正会員理事として知久昭夫氏((有)知久設備計画研究所)、員外理事に加藤 浩氏(東西化学産業(株))が就任しています。

●「建築設備士の日」制定●

我われ建築設備業務に携わるものにとって「建築設備士」は切っても切れない資格です。この度(社)建築設備技術者協会では、「11月18日」を「建築設備の日」と制定し、広報しました。これは、「建築設備資格者を定める告示」(建設省告示第1526号)の交付年月日(昭和60年11月18日)を記念するものです。

●超高齢化社会への進行 紙おむつの使用実態●

熱産業経済新聞(5月25日)の「ベンチタイム」によれば「紙おむつの年間製造は介護などに使われる大人用が25万トン、育児のための乳幼児用が28万トン、あわせて53万トンとなっている。この紙おむつの使用後は、排泄物が付着して3倍近い年間120万トンという膨大な量がゴミとして焼却されている。一方、使用済みの紙おむつは水分を多く含むゴミ焼却時に多くの熱量を必要とし、CO₂発生量の増加・ダイオキシン発生など様々な問題をかかえている。家庭から排出される使用済みの紙おむつは一般家庭ゴミとともに「可燃ゴミ」として、回収・焼却処理されている。老人ホームなど介護施設から排出される紙おむつは事業系一般廃棄物扱いとして収集され、自治体・組合の焼却施設に持ち込まれ処理されている。自治体では高温処理するため焼却炉の痛みが激しい、重油の価格、CO₂の排出抑制など様々な対応を迫られている」としています。我われ、男性は、どうも育児や介護は女性任せになっています。特に50歳を超える男性は、こう言った紙おむつと処理実態を知らないと思います。これを読みながら、いずれお世話になることの実態と、それが環境にも大きな影響を与えていることを知りましょう。

●節電上手な家庭に景品 経産省15%達成促す●

日本経済新聞(5月31日)によれば「経産省は、夏場の電力需給問題への対策として、前年比15%の節電を達成した家庭にLED電球の交換券など「景品」を贈る制度を7月から始める。各家庭はインターネット上のサイトを通じ、東京電力にある自分の消費電力データを閲覧。節電状況が把握できる。節電の「見える化」と節電商品の景品で家庭の努力を促す」としています。一方、同じような制度が企業や自治体でも見られます。「KDDIが、「節電版エコポイント」を導入。15%節電を達成した人には月間1,000円分のポイントを与える(同紙5月18日)」、「イオンは7月に自宅の使用電力量を前年同月より15%以上減らすと独自の電子マネー「WAONポイント」を200ポイント分進呈する(同紙5月24日)」としています。また、節電だけでなく省エネを対象にして、「墨田区では「すみだエコポイント」制度を始める。電気やガスの使用量を減らすことで家庭に付与、CO₂削減につなげる。ポイントは区内の飲食店などで現金代わりに使える(同紙6月2日)」と紹介しています。エコポイント制度では、家電製品を中心に大きな経済効果が発揮できただけに、大震災後の節電効果についても期待したいと思えます。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
賛助会員	マスプロ電気(株) 東京支店	アンテナ及びTV受信機器 製造販売

◇号外版の予定◇

東日本大震災に伴い、この夏は東京電力管内だけでなく、全国的に節電が求められています。そこで、「節電特集」として、この関連のトピック・ニュースを取り上げ、7月初旬を目処に号外版を発行する予定です。